

感震ブレーカー設置費用の補助制度

安城市内の住宅に対して感震ブレーカー設置費用を一部補助します。

※設置後10年以上の使用が必要です(住宅解体時を除く)

対象地域	対象製品	対象者 *市税を滞納していないこと	上限額
安城市内	分電盤タイプ(内蔵型または増設型) *一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造・機能を有するもの	安城市内に住宅を所有する個人	感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用の額 上限額:1万円
		安城市内に住宅を新築しようとする個人	※1,000円未満の端数があるときは、切り捨て

手続きの流れ

1 対象確認

補助対象者であることを確認してください。



2 設置器具・費用決定

電気工事業者への相談・見積依頼等により、設置する感震ブレーカーとその費用を決めてください。



3 申込み

交付申請書に必要書類(カタログ等)を添付し、危機管理課へ提出してください。



危機管理課

先着順に交付申請書を受付け、補助対象であることを確認できた人に、交付決定通知、実績報告書、補助金交付請求書を郵送します。



4 器具購入・設置工事

設置前(新築時設置は不要)・設置後の写真を撮影してください。

設置費用の領収書を受領してください(新築時設置は不要)。



5 実績報告、補助金交付請求(提出期限:工事完了後30日以内または3月20日までのいずれか早い日)

実績報告書(領収書原本・写真等を貼付け)、補助金交付請求書を危機管理課へ提出してください。



危機管理課

実績報告書の内容を確認し、適切と認める場合は補助金交付請求書を受領し、請求書に記載された指定口座に補助金を振り込みます。

問合せ・申込 : 市民生活部危機管理課

住所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

☎0566-71-2220(直通) Fax 0566-71-2295